

社会福祉法人豊悠福祉会 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊悠福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事及び監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の種類)

第2条 週1日以上法人業務に従事している理事長ならびに業務執行理事（以下「常勤理事」という）に対して、月額役員報酬、役員賞与、通勤手当及び退職慰労金を支給する。

2 常勤理事を除く役員等には、報酬等を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 常勤理事で当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者については、第2条に関わらず月額役員報酬、役員賞与は支給せず、職位、職務内容、役割責任、功績等に応じて月額役員手当、退職慰労金を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤理事の月額報酬は、別表1の俸給表のとおりとし、各理事の報酬月額は俸給表のうちから、職位、職務内容、役割責任、勤続年数、職員時給与、功績等に応じて理事会にて決定する。

2 常勤理事の月額役員手当は、別表2により支給する。

3 常勤理事の役員賞与は、別表3により支給する。

4 常勤理事を除く理事の報酬は、別表4により現金による支給と金品による現物支給する。本報酬は、職員給与が支給されている場合でも支給する。

5 監事の報酬は、別表5により現金による支給と金品による現物支給する。

6 評議員の報酬は、別表6により現金による支給と金品による現物支給する。

7 常勤理事の退職に当たっては、別表7により退職慰労金を支給する。退職金は、常勤理事の期間で算定し支給する。支給時期については、常勤理事退任時または理事退任時、職員退職時のいずれかとする。

8 評議員選任解任委員の報酬は、別表8により支給する。監事が兼務している場合は、監事もしくは評議員選任解任委員の報酬を比べて高い金額を支給する。職員が兼務している場合でも支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当 会議等に参加する際の交通費は、報酬に含むものとする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第6条 常勤理事の月額報酬及び月額役員手当の支給日は、毎月末日（その日が休日にあたるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日とし、その月の初日から末日

までの間の報酬(役員賞与を除く)を支給する。

- 2 賞与 毎年7月及び12月
- 3 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後の3カ月以内
- 4 常勤理事以外の役員等の報酬は、当該会議した日や業務に従事した日にその都度、支給する。
- 5 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金であつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の合意を得れば、本人の指定する法人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 6 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(月額報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1)50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2)50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(役員等の旅費精算について)

第9条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、実費の範囲内でこれを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(役員等の見舞金・慶弔金関係)

第10条 この法人は、理事及び監事、評議員及び評議員選任・解任委員、協力機関に対して、別表9により見舞金・慶弔金を支給する。

(災害補償)

第11条 役員等が、当法人業務上負傷、又は羅病した場合は、労働者災害補償保険に準じて保障を行うものとする。

(公表)

第12条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第1項2号に定める報酬等の支

給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。ただし、平成 29 年 6 月 16 日の評議員会の決議後効力を有する。

附則 この規程は、令和 2 年 6 月 1 日より改定する。ただし、令和 2 年 6 月 24 日の評議員会の決議後効力を有する。

附則 この規程は、令和 5 年 6 月 6 日より改定する。ただし、令和 5 年 6 月 26 日の評議員会の決議後効力を有する。

附則 この規程は、令和 6 年 6 月 10 日より改定する。ただし、令和 6 年 6 月 26 日の評議員会の決議後効力を有する。

附則 この規程は、令和 7 年 6 月 2 日より改定する。ただし、令和 7 年 6 月 24 日の評議員会の決議後効力を有する。

別表1 常勤役員の月額報酬 俸給表

号俸	金額(月額)
1	480, 000
2	507, 000
3	534, 000
4	560, 000
5	587, 000
6	614, 000
7	640, 000
8	667, 000
9	694, 000
10	720, 000
11	747, 000
12	774, 000
13	800, 000
14	827, 000
15	854, 000
16	880, 000
17	907, 000
18	934, 000
19	960, 000
20	987, 000
21	1, 014, 000
22	1, 040, 000
23	1, 067, 000

上記日数は週4日従事した場合の金額とし、週4日以下の勤務を常にとすると場合は、月額基準額×基本従事日数/4にて計算し、支給する。基本従事日数とは、1週間に職務に従事する基本的な日数とし、実際に従事した日数が週によって変動があっても報酬は固定とする。基本従事日数に変更がある場合は、理事会にて決議する。

別表2 月額役員手当

単位 円

職位	金額(月額)
理事長	300,000 円
業務執行理事(理事長代理・副理事長)	200,000 円
業務執行理事(経営企画室長・本部長)	100,000 円

別表3 常勤理事の賞与

賞与の種類	支給率
夏期賞与(7月)	月額報酬×基本支給率
冬期賞与(12月)	月額報酬×基本支給率

* 支給率は1回の賞与につき1.5とする。法人業績による支給率増減率については、職員の支給率増減率に準ずる。それ以外の支給率を用いる場合は、評議員会にて決定する。

別表4 常勤理事を除く理事報酬

＜現金による支給＞

項目	報酬の額
理事会等の会議への出席	5,000 円/回
上記の他法人業務のための出勤(基本)	5,000 円/回
上記の他法人業務のための出勤(特別)	上限 30,000 円以内/回 内容に応じて理事会で決定する。

別表5 監事の報酬

＜現金による支給＞

項目	報酬の額
理事会等の会議への出席	10,000 円/回
上記の他、法人業務のための出勤(基本)	10,000 円/回
上記の他法人業務のための出勤(特別)	上限 30,000 円以内/回 内容に応じて評議員会で決議する。(*1)

*1 評議員の決議がないときは、上限の範囲内において、監事の協議によって決定する。

別表6 評議員の報酬

＜現金による支給＞

項目	報酬の額
評議員会等の会議等への出席	10,000 円/回
上記の他、法人業務のための出勤	10,000 円/回
上記の他法人業務のための出勤(特別)	上限 30,000 円以内/回 内容に応じて評議員会で決定する。

別表7 常勤理事の退職慰労金を支給する。

計算式
標準報酬月額(＊1)×在任年数×功績倍率(＊2)×調整支給率(＊3)

(＊1)

標準報酬月額＝(月額報酬×12＋賞与)÷12として計算する。

月額報酬は、月額役員報酬ならびに月額役員手当とする。

(＊2)

功績倍率は、業務執行理事(経営企画室長・本部長):2.0

業務執行理事(理事長代理・副理事長):3.0 理事長 4.0 として計算する。

(＊3)

調整支給率は、法人業績、貢献度、通算勤続年数等に応じて 0.5～4.0 の範囲で評議員会にて決定する。

別表8 評議員選任解任委員

項目	報酬の額
評議員選任解任委員会等の 会議への出席	10,000 円/回

報酬は、別表8により支給する。監事が兼務している場合は、監事もしくは評議員選任解任委員の報酬を比べて高い金額を支給する。職員が兼務している場合でも支給する。

別表9 見舞金・弔慰金等

項目	支給事由	交際費		
		弔慰金	供花料	見舞金
傷病見舞金	役員等が、10日以上入院したとき	—	—	50,000 円 以内
香典	役員等が、死亡したとき	100,000 円 以内	30,000 円 以内	
	役員等の配偶者が死亡したとき	50,000 円 以内	30,000 円 以内	
	役員等の父母・子が死亡したとき(同居・別居問わず)	50,000 円 以内	30,000 円 以内	
	役員等の祖父母又は兄弟姉妹が死亡したとき	30,000 円 以内	25,000 円 以内	